



食物アレルギー表示に関する 改正について

令和7年12月
消費者庁食品表示課

1

特定原材料等の追加

2

カシューナッツ検査法

3

食品表示基準等の改正案

1

特定原材料等の追加

2

カシューナッツ検査法

3

食品表示基準等の改正案

食物の摂取による「アレルギー」とは

- 食物アレルギーとは、食物を摂取した際、身体が食物に含まれるたんぱく質等（アレルゲン）を異物として認識し、自分の体を過剰に防御することで不利益な症状を起こすことをいいます。
- 健康危害の発生を防止する観点から、概ね3年毎に実施している全国のアレルギーを専門とする医師を対象とした全国実態調査における症例数や重篤度を踏まえ、特定原材料等を定めています。容器包装された加工食品について、特定原材料を含む旨の表示を義務付けています。

【主な食物アレルギーの症状】

軽い症状：かゆみ、じんましん、唇や瞼の腫れ、嘔吐、喘鳴

重篤な症状：意識障害、血圧低下等のアナフィラキシーショック

特定原材料等

特定原材料等の名称		理由	表示
食品表示基準 (特定原材料)	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの	義務
消費者庁 次長通知 (特定原材料に 準ずるもの)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べると少ないもの	推奨 (任意)

表示例

（アレルゲンの表示は、原則、個別表示。例外として、一括表示也可。）

【個別に表示する場合】

原材料名：じゃがいも（国産）、にんじん、ハム（卵・豚肉を含む）、マヨネーズ（卵・大豆を含む）、たんぱく加水分解物（牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む）／調味料（アミノ酸等）

【一括して表示する場合】

原材料名：じゃがいも（国産）、にんじん、ハム、マヨネーズ、たんぱく加水分解物／調味料（アミノ酸等）、（一部に卵・豚肉・大豆・牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む）

食物アレルギー表示に関する変遷

平成13年3月	制度創設 ・食品衛生法に基づく厚生労働省令を改正 ・特定原材料(義務) 5品目（乳、卵、小麦、そば、落花生） ・特定原材料に準ずるもの(推奨) 19品目を通知で規定
平成16年12月	特定原材料に準ずるものに「バナナ」を追加 《義務5品目・推奨20品目》
平成20年6月	特定原材料に準ずるものであった「えび」、「かに」を特定原材料に移行 《義務7品目・推奨18品目》
平成21年9月	消費者庁設置
平成25年9月	特定原材料に準ずるものに「カシューナッツ」、「ゴマ」を追加 《義務7品目・推奨20品目》
平成27年4月	食品表示法施行
令和元年9月	特定原材料に準ずるものに「アーモンド」を追加 《義務7品目・推奨21品目》
令和5年3月	特定原材料に準ずるものであった「くるみ」を特定原材料に移行 《義務8品目・推奨20品目》
令和6年3月	特定原材料に準ずるものに「マカダミアナッツ」を追加、「まつたけ」を削除 《義務8品目・推奨20品目》

○カシューナッツについて

令和3年度調査に続き、症例数及び症例数に占める割合が増加しており一過性とは考えられないことから、公定検査法の確立の目途が立った時点（令和7年度中を目指す）で特定原材料へ移行する方向。

○ピスタチオについて

「アレルゲンを含む食品に関する表示のうち、特定原材料に準ずるものとの対象の考え方について」における追加する際の考慮事項に基づき、特定原材料に準ずるものへの追加する方向。

なお、特定原材料に準ずるものへの追加については、カシューナッツの特定原材料への移行と同時に行う。

全国実態調査の結果

○即時型症例数の推移

年度	上段：原因食物（症例数の順位）、中段：症例数、下段：調査年度における割合																			
平成24 年度 解析対象 2,954件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花生 (4)	イクラ (5)	エビ (6)	ソバ (7)	キウイ (8)	くるみ (9)	大豆 (10)	バナナ (11)	ヤマ イモ (11)	カニ (13)	かしゅー ナツツ (14)	モモ (14)	ゴマ (16)	サバ (17)	サケ (18)	イカ (18)	鶏肉 (20)
	1153	645	347	151	104	80	65	41	40	28	24	24	19	18	13	12	11	10	10	7
	39.0	21.8	11.7	5.1	3.5	2.7	2.2	1.4	1.4	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2
平成27 年度 解析対象 4,644件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花生 (4)	イクラ (5)	エビ (6)	キウイ (7)	くるみ (8)	ソバ (9)	大豆 (10)	かしゅー ナツツ (11)	バナナ (12)	カニ (13)	ヤマ イモ (14)	モモ (15)	リンゴ (16)	サバ (17)	ゴマ (17)	サケ (19)	アーモ ンド (20)
	1626	1034	581	260	180	134	95	74	71	55	50	37	35	33	27	25	19	19	15	14
	35.0	22.3	12.5	5.6	3.9	2.9	2.0	1.6	1.5	1.2	1.1	0.8	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3
平成30 年度 解析対象 4,851件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	くるみ (4)	落花生 (5)	イクラ (6)	エビ (7)	ソバ (8)	かしゅー ナツツ (9)	大豆 (10)	キウイ フルーツ (11)	バナナ (12)	ゴマ (13)	モモ (14)	ヤマ イモ (15)	アーモ ンド (16)	カタミ アナツツ (18)	サケ (19)	イカ (20)	
	1681	1067	512	251	247	184	121	85	82	80	77	38	28	24	22	21	20	15	14	13
	34.7	22.0	10.6	5.2	5.1	3.8	2.5	1.8	1.7	1.6	1.6	0.8	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
令和3 年度 解析対象 6,080件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	くるみ (4)	落花生 (5)	イクラ (6)	かしゅー ナツツ (7)	エビ (8)	キウイ フルーツ (9)	大豆 (10)	ソバ (11)	ヤマイモ /カイモ (12)	カタミ アナツツ (13)	力二 (14)	アーモ ンド (15)	木の実 類※ (15)	ゴマ (17)	バナナ (18)	魚類 (19)	ピスタ チオ (20)
	2028	1131	533	463	370	300	174	152	87	79	69	48	45	42	34	34	33	29	28	22
	33.4	18.6	8.8	7.6	6.1	4.9	2.9	2.5	1.4	1.3	1.1	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4
令和6 年度 解析対象 6,033件	鶏卵 (1)	くるみ (2)	牛乳 (3)	小麦 (4)	落花生 (5)	イクラ (6)	かしゅー ナツツ (7)	エビ (8)	大豆 (9)	キウイ フルーツ (10)	マカダミ アナツツ (11)	ソバ (12)	木の実 類※ (13)	ピスタ チオ (14)	アーモ ンド (15)	モモ (16)	ペカン ナツツ (17)	ヤマイモ /カイモ (18)	ヘーゼル ナツツ (19)	カニ・ ゴマ (20)
	1,609	916	807	489	421	344	279	183	81	80	69	68	53	50	46	37	35	31	27	25
	26.7	15.2	13.4	8.1	7.0	5.7	4.6	3.0	1.3	1.3	1.1	1.1	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4

※分類は不明

全国実態調査の結果

○ショック症例数の推移

年度	上段：原因食物（症例数の順位）、中段：症例数、下段：調査年度における割合																		
平成24 年度 解析対象 307件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花 生 (4)	エビ (5)	イク ラ (6)	ソバ (7)	バナナ (8)	かしー ナツ (8)	くるみ (10)	カニ (11)	大豆 (11)	キウイ (11)	リンゴ (11)	コメ (11)	サバ (11)	イカ (11)	15品目 (18)	
	77	66	64	20	14	12	11	5	5	4	2	2	2	2	2	2	2	1	
	25.1	21.5	20.8	6.5	4.6	3.9	3.6	1.6	1.6	1.3	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.3	
平成27 年度 解析対象 489件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花 生 (4)	エビ (5)	かしー ナツ (6)	イクラ (7)	キウイ (8)	くるみ (8)	ソバ (10)	カニ (11)	大豆 (12)	アーモ ンド (12)	サバ (14)	バナナ (14)	モモ (14)	ヤマ イモ (14)	豚肉 (18)	27品目 (19)
	136	124	94	27	15	10	9	7	7	6	5	4	4	3	3	3	2	1	
	27.8	25.4	19.2	5.5	3.1	2.0	1.8	1.4	1.4	1.2	1.0	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6	0.4	0.2	
平成30 年度 解析対象 524件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	くる み (4)	落花生 (5)	エビ (6)	かしー ナツ (7)	そば (8)	イクラ (9)	キウ フルーツ (10)	大豆 (11)	カカオ (12)	バナナ (13)	オオ ムギ (13)	ココ ナツ (13)	ブリ (13)	マカダミ アナツ (13)	マグロ (13)	アーモンドを 含む27品目 (19)
	125	118	87	42	38	18	15	14	12	8	5	3	2	2	2	2	2	1	
	23.9	22.5	16.6	8.0	7.3	3.4	2.9	2.7	2.3	1.5	1.0	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	
令和3 年度 解析対 660件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	くる み (4)	落花生 (5)	かしー ナツ (6)	イクラ (7)	エビ (8)	ソバ (9)	大豆 (9)	キウ フルーツ (11)	アーモ ンド (11)	ピスタ チオ (13)	木の実 類※ (13)	マカダミ アナツ (15)	ヤマイモ/ ナガイモ (16)	ゴマ (16)	ペカン ナツ (18)	ホタテ (18)
	156	144	98	58	46	30	20	13	8	8	7	7	6	6	5	4	4	3	
	23.6	21.8	14.8	8.8	7.0	4.5	3.0	2.0	1.2	1.2	1.1	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.5	
令和6 年度 解析対象 586件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	くる み (3)	小麦 (4)	かしー ナツ (5)	落花生 (6)	イクラ (7)	エビ (8)	マカダミ アナツ (9)	大豆 (10)	ピスタ チオ (10)	木の実 類※ (10)	アーモ ンド (13)	リンゴ (13)	ソバ (15)	魚類 ※ (15)	キウイフルーツ・ モモ・ヤマイモ・ イカを含む6品目 (17)	ゴマ・オレン ジ・豚肉・ゼ ラチンを含む 22品目 (23)	
	136	95	86	77	37	34	23	16	13	7	7	7	4	4	3	3	2	1	
	23.2	16.2	14.7	13.1	6.3	5.8	3.9	2.7	2.2	1.2	1.2	1.2	0.7	0.7	0.5	0.5	0.3	0.2	

※分類は不明

○対象品目として追加する際の考慮事項

以下のいずれかに該当する品目を、流通実態等を加味しながら追加対象品目の候補とする。

- **直近2回**の全国実態調査の結果において、**即時型症例数で上位20品目**に入っているもの。
- **直近2回**の全国実態調査の結果において、**ショック症例数で上位10品目**に入っており、重篤度等の観点から**別途検討**が必要なもの。

○対象品目から削除する際の考慮事項

以下のいずれにも該当する品目を削除対象品目の候補とする。

- **直近4回**の全国実態調査の結果において、**即時型症例数で上位20品目**に入っていないもの。
- **直近4回**の全国実態調査の結果において、**ショック症例数が極めて少数**であること。

○表示対象品目数の総数の目安

「特定原材料」及び「特定原材料に準ずるもの」の対象品目は、これまでの全国実態調査の結果において上位20品目以内に入る品目となっており、これら品目による症例数は症例数全体の概ね9割以上をカバーしていることから、「特定原材料に準ずるもの」の対象品目数は、**特定原材料の対象品目数と併せて現行の28品目数を目安**とする。

(参考) 令和3年度全国実態調査の調査結果における参考値

- 上位20品目の全症例数に占める割合：93.8%
- 対象品目28品目の全症例数に占める割合：93.4%

1

特定原材料等の追加

2

カシューナッツ検査法

3

食品表示基準等の改正案

令和5年度から消費者庁事業にて検査法を開発

開発内容	事業者名
定量検査法 (ELISA法)	日本ハム株式会社
	株式会社森永生科学研究所
	島津ダイアグノスティクス株式会社
定性検査法 (リアルタイムPCR法、 PCR-核酸クロマト法、 LC-MS/MS法)	ハウス食品グループ本社株式会社
	日清食品ホールディングス株式会社
	株式会社日清製粉グループ本社

検査法の方針（概要）

- ・定量検査法※にてカシューナッツ由来のタンパク質を定量的に検出し、10μg/g以上検出した場合（陽性）に定性検査法を行い、カシューナッツ由来の遺伝子又はタンパク質の検出を確認する。
※検査特性の異なる2種の検査を実施
- ・なお、カシューナッツとピスタチオ等近縁種は極めて類似した成分をもっており、ELISA法（抗原抗体反応）ではこれらを完全に区別することは困難であるが、定性検査法を組み合わせることで、カシューナッツとピスタチオ等近縁種を判別することが可能となっている（えびとかに、くるみとペカンと同様の対応）。

検査法の開発状況

- ・各検査法について、令和7年1月からバリデーションを開始し、いずれの検査法についても次長通知の検査法に係る基準を満たしていることを確認。
- ・定量検査法（ELISA法）の定量限界は、10μg/gを充分に満たすことを確認。
- ・定性検査法の検出感度は、定量検査法（ELISA法）で定量された10μg/gの濃度の食品を充分に検出できることを確認。

1

特定原材料等の追加

2

カシューナッツ検査法

3

食品表示基準等の改正案

食品表示基準改正（案）について

1. 個別品目ごとの表示ルール（旧JAS法由来事項）の改正

（概要）令和5年度食品表示懇談会の取りまとめにあるように「個別品目ごとの表示ルール（旧JAS法由来事項）」については、横断的な表示基準が策定されてから本格的な見直しを行っていないことから、令和6年度から「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」において見直しを進めてきた。

令和7年度については、令和6年度に終わらなかった残りの品目について、令和6年度と同様、品目ごとに関係する業界団体からのヒアリング、ルールの要否及び改正の必要性についての検討の結果を踏まえ、食品表示基準を改正する。

（対象）別表第3 「食品の定義」、別表第4 「個別の表示ルール（名称、原材料名、添加物、内容量）」、
別表第5 「名称の規制」、別表第19 「追加的な表示事項」、別表第20 「表示の様式」、
別表第22 「表示禁止事項」

2. 個別品目ごとの表示ルール（旧食品衛生法由来事項）の改正

（概要）令和5年度食品表示懇談会の取りまとめにあるように「個別品目ごとの表示ルール（旧食品衛生法由来事項）」については、横断的な表示基準が策定されてから本格的な見直しを行っていないことから、令和7年度に開催された「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」における、表示の利用者である都道府県等の地方自治体からのアンケートや消費者からの問合せ実態、ルールの要否及び改正の必要性についての検討の結果を踏まえ、食品表示基準を改正する。

（対象）別表第19 「追加的な表示事項」、別表第20 「表示の様式」

3. 食物アレルギー表示の改正

（概要）即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査の結果を踏まえ、食物アレルギー表示を改正する。

（対象）別表第14 「特定原材料」

食品表示基準等の改正案（概要）

食品表示基準（内閣府令第10号）

- ・カシューナッツを「特定原材料」（別表第14）に追加する。
 - ▶令和6年度の全国実態調査の結果において、令和3年度結果に続き、症例数及び症例数に占める割合が増加しており、増加が一過性とは考えられないこと
 - ▶公定検査法の確立の目途が立ったこと
- ・公布日から起算して2年間の経過措置を設ける。
 - ▶消費者に対する周知、事業者における原材料等の確認及び容器包装の改版等のため

食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知）

- ・ピスタチオを「特定原材料に準ずるもの」に追加する。
 - ▶「特定原材料に準ずるもの対象の考え方について」の考慮事項を踏まえた対応

<改正後>

特定原材料 (基準別表第14)
えび
カシューナッツ
かに
くるみ
小麦
そば
卵
乳
落花生

特定原材料に準ずるもの (通知で措置)
アーモンド、あわび、いか、 いくら、オレンジ、【削除】 キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、 さば、大豆、鶏肉、バナナ、 <u>ピスタチオ</u> 、豚肉、マカダミアナツ ツ、もも、やまいも、りんご、ゼラ チン

<改正前>

特定原材料 (基準別表第14)
えび
【新設】
かに
くるみ
小麦
そば
卵
乳
落花生

特定原材料に準ずるもの (通知で措置)
アーモンド、あわび、いか、 いくら、オレンジ、カシューナッツ、 キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、 さば、大豆、鶏肉、バナナ、 【新設】、豚肉、マカダミアナツツ、 もも、やまいも、りんご、ゼラチン

食品表示基準の改正スケジュール（案）

